

問い合わせ先	水道局給水課給水装置係
	082-511-6864

## 給水装置工事の各手数料等の免除

### 1 支援策の内容

令和3年8月11日からの大雨による被災者の生活再建を支援することを目的として、災害発生日から令和4年8月11日までに申し込まれた被災家屋の建て替え・修復等に伴う給水装置工事に係る手数料等を免除します。

### 2 対象者

被災家屋に居住する被災者又はその所有者で、被災家屋の建て替え、修復等に  
伴い給水装置工事の申込みをされた方

### 3 免除する手数料等

- (1) 設計審査手数料
- (2) 工事検査手数料
- (3) 証明手数料
- (4) 工事監督費

### 4 手続きの方法

「給水装置工事手数料等免除申請書」に、り災証明書を添付して水道局管理事務所に申請をしてください(「給水装置台帳閲覧・写しの交付願」の申請時、又は「給水装置工事申込書」の提出時に併せて指定工事業者が申請手続きを行うこともできます。)

給水装置工事場所	担当所属	電話	FAX
中区、南区	中部管理事務所	082-511-6877	082-221-5606
東区、安芸区、 安芸郡府中町・坂町	東部管理事務所	082-223-6611	082-223-6615
西区、佐伯区	西部管理事務所	082-923-4122	082-923-0016
安佐南区、安佐北区	北部管理事務所	082-843-9220	082-843-9290